

ビキニ水爆実験と損害賠償

加藤一郎

者は公海の自由との関係で大きな問題である。日本では正式の通告はこれだけである。第三のものについては正式の通告がなかったといつてはいるが、アメリカでは昭和二九年一月八日に禁止区域を発表し通告をしたはずだといつていてもいる。

(3) アメリカは、被災事件が起ったことに鑑み、三月十九日に日本に対し危険区域の拡大、及びそれが六月末まで続くことを通告してきた。新しい危険区域は従来の

とおりに上っている。その後三月二十六日に

二回の水爆実験が行われたが、危険区域

は予定より早く五月二日に撤廃された。

(4) 第五福龍丸以外に直接の降灰によ

る被害を受けた漁船はないが、一〇〇カウ

ント以上の放射能のあるマグロを廃棄する

ことになったので、それによって損失を受

けた漁船はかなりの数に上っている。また

マグロの値下りによるマグロ漁業者の損害

や魚の売行減少による魚市場・魚屋の損害

も相当大きい。

(5) アメリカ側は三月十九日アリソン

大使が日米共同調査の結論によりて補償を

支払う用意のあることを声明し、また四月

一〇日に遺憾の意を表示するとともに前の方

が確認した。その後日米間で補償の交渉

がなされているが、アメリカ側は一括して補

償を支払いたいといっているので、まだそ

の額や支払方法はきまつていない。

第一に、個人がアメリカの国内法上でア

メリカ政府に對して損害賠償を請求するこ

とができるか。それはアメリカの国家賠償

法である連邦不法行為損害賠償請求法(Fe-

ederal Tort Claims Act)の規定によつて

ある。なお近く、本誌に成田頼明氏の解説

が出る予定)。同法は現在 U.S.C.A. 2671-
2680 になつてゐるが、同法によれば、被害

者の個人としての請求は、二つの点から拒

否されるであろう。その一は、同法が外国

における損害については同法は適用されない

ことになつたので、それによって損失を受

けた漁船はかなりの数に上っている。また

マグロの値下りによるマグロ漁業者の損害

や魚の売行減少による魚市場・魚屋の損害

も相当大きい。

(6) アメリカ側は三月十九日アリソン

大使が日米共同調査の結論によりて補償を

支払う用意のあることを声明し、また四月

一〇日に遺憾の意を表示するとともに前の方

が確認した。その後日米間で補償の交渉

がなされているが、アメリカ側は一括して補

償を支払いたいといっているので、まだそ

の額や支払方法はきまつっていない。

第二に、同法が「適当な

注意を払つた場合又は裁量権の行使にあた

つて生じた場合」には適用されないことであ

り(二六八〇条)。水爆の実験は、おそらく

生じたのであるから、同法適用の余地がない

わけではない。その二は、同法が「適当な

注意を払つた場合又は裁量権の行使にあた

つて生じた場合」には適用されないことであ

り(二六八〇条)。水爆の実験は、おそらく

生じたのであるから、同法適用の余地がない

わけではない。その二は、同法が「適當な

注意を払つた場合又は裁量権の行使にあた

つて生じた場合」には適用されないことであ

り(二六八〇条)。水爆の実験は、おそらく

アメリカに對して損害賠償の請求をする方法としては、被害を受けた個人が直接に請求する方法と、日本政府が請求してゆく方法との二つが考えられる。

(イ) 個人からの請求

これが国際私法の問題であれば、準拠法

の統治下にある沖縄における事件には同法

が適用されていないと伝えられる。公海に

おける損害については同法は適用されない

ことになる。

二般原則」を特別な法源といふことには反

し、それは違法な行為による損害賠償請求

に対するが、それが判断の基準となること

とは明らかである。

ビキニ事件のような損害賠償の問題につ

いては条約はないから、第一に国際慣習、

第二に「法の一般原則」がよくべき規範と

みなされるべきである。この点について

は、二般原則の適用が問題となる。

二般に不法行為による損害賠償責任が成

立するには、客観的要件として権利侵害な

いし違法性が、また主觀的要件として故意

・過失が存在することが、それぞ必要と

されている(民法七〇九条)。このことは国

際法上でも同様である。したがつて、ビキ

ニ事件においては、(I) 水爆実験をすること

が何であるかは、国際法上の原則によつ

て決せられる。ところで、国際法の法源と

しては第一に条約、第二に国際慣習があ

る。ただし第三に国際司法裁判所の裁判の

規則として右の二つに統じて「文明國によ

つて認められた法の一貫原則」があげられ

ている(同規程三八条)。通説はこの「法の

責任の有無を論ずる実益は必ずしも大きく

問題

問題

問題

リスト

問題

一 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてるのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつたことをお断りしておかねばならない。

問題

問題

リスト

二 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてるのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつたことをお断りしておかねばならない。

リスト

三 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつたことをお断りしておかねばならない。

リスト

四 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつたことをお断りしておかねばならない。

リスト

五 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつたことをお断りしておかねばならない。

リスト

六 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつたことをお断りしておかねばならない。

リスト

七 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつたことをお断りしておかねばならない。

リスト

八 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつたことをお断りしておかねばならない。

リスト

九 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつたことをお断りしておかねばならない。

リスト

十 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に引き起した(たとえば本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法的にも種々の問題があるが、ここで日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題点を論じてみたい。ただ、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合つてのであるが、私は、漁船の被害等この水爆実験によって日本にとって国際法は専門外の事柄であるのを、きわめて不充分な敍述になつ

(2) 水爆実験は違法か

はない。しかし、アメリカは、損害賠償責任を認めてそういうふうに論じるわけではなく、むろん責任の有無を論じることなく、友好的にそらじつてゐるにすぎない。しかし法的な賠償責任のあることが明らかとなればその支払額は大きくなり、そうでなければその支払額が小さくなることは、充分考えられる。したがつて、アメリカの支払の申出があつたとしても、責任の有無を論ずる実益は残されているわけである。

ショーリスト

954. 7. 15

アーティスト

054, 7, 15

5 時の問題

されば間違は危険区域の不当な拡大を招くのである。

なお、危険区域については、範囲ばかりでなく、その期間についても最小限度のものでなければならない。たとえば、ビキニの危険区域を六月末までと宣言したのはその点からみて不當である（横田・前揭七頁）。また危険区域を設定した場合には、関係国に通告するだけではなく、そこに入ろうとする船に対してその場で警告を与えて損害を未然に防ぐような現実的措置が必要であろう。この点で今回の実験について通告があつたかどうかは、はじめに記したように甚だ疑問であるし、アメリカが二月二〇日から行っていたという警告を第五福龍丸が全く受けていない点から、有効な防止措置がとられたかも疑わしい。

要がないとすれば、危険区域を広く設定すればするほど賠償責任の生ずる可能性は少くなり、必要以上に広範囲な危険区域が設定されるおそそれが出てくる。現にビキニ事件においては、日本の漁船の被災のち危険区域は以前の六倍に拡大されたのである。それが広すぎたかどうかは判断の材料がないが、前述のように危険区域内に入れなくなっている漁船の皆様が、まことに

を原水爆の実験に使用することも自由である、とする考え方も成立しうるであろう。法説。横田喜三郎「水爆実験と公海の自由」。時の大令昭和二十九年四月下旬号三頁以下。たしかに、従来は、危険区域を指定するうな予防措置を講じさせすれば、平時にける海軍の演習や戦時における自動水雷敷設も公海で自由にできるとされていた。

しかし、公海の自由は万人のための自由であるはずである。したがって一国が公海に使用することによって他の公海

とはより損害の賠償義務を負は間接的に危険区域の不当な

アメリカ側の故意過失による事にする。

ないとすれば、危険区域を広く設定するほどの賠償責任の生ずる可能性は少く、必要以上に広範囲な危険区域が設けられるおそれが出でてくる。現にビキニ事故においては、日本の漁船の被災ののち危険区域は以前の六倍に拡大されたのである。それが広すぎたかどうかは判断の材料ではないが、前述のように危険区域内に入れこむことによる損害を考慮せねばならない。

改め公海で自由にできるとされていたが、しかし、公海の自由は万人のための自由であるはずである。したがつて一国が公海自由に使用することによって他の公海を害することは許されない。すなわち

することにする。

においては、侵害行為の悪意からして水煙実験にはいちおう違法性ありとしたのであるが、これをさらに被侵害者利益の側から考察することが必要である。しかし、そのためにはビキニ事件によって現実にどういう損害が生じたかを見なければならず、それはあとで具体的な賠償の範囲を説明する部分と重複することになるので、そちらに譲ることにする。

(b) 水爆の実験を合法的とされる横田海援は、予防手段が充分である限り、損害賠償の請求はできないとされる（全面的合法説）。横田・前掲五頁）。しかし、かりに水爆

(b) 次に、水
実験をする場合
全の注意を払う
被害を生じたこ
失があったとい
ならないであろ
定し掌証責任を
任の原則の下で

は問題である。左右され
つて左右され
しかし、少く
運法性がある
るまでは、多
だと思われる

う。 爆のよきわめてには、被害の防止にべきであり、危険区とは、万全の注意をうことを推定させるう。このように過転換させることは、も充分に可能であることを推測させる一

それは各人の価値
ることの大きい問題
とも損害賠償の面に
(制限的違法説)、とま
くの人々の一一致しうる
。そしてそなれば、

つる根
は実質的には
するものには
過失責任論の
立派論であるに
多くの影響を及ぼす
一般原則」とい
うるところ、
英米法におけ
るFletcher博士
が過失責任が
過失を推定する
ことによって
欠き過失責任
域外で
つき万
危險な
つる根

判断によ
る。危険区域内に
おいては、漁船がそ
うするところ、利益を
もたらすところ、は、賠償の
制限的これが、

は一種の危険責任を認
はかならない。危険責
任の重要な支柱の一つで
いは解釈論として唱え
ておき、今日まで認
してある程度まで認め
てもよいであろう。た
くとも、一八六八年の
事件において危険物保

内に入れなかつたこと
例えば、豪州航路の迂回
危険区域内の漁業によ
る喪失したことによ
対象となるわけであ
もし、かかる損害も

時の問題

4

その場合には、その国は公海の自由の名において公海を排他的に支配することになるからである。

(口) 危険区域の範囲
（内）全面内壁法説
（外）全面内壁法説

はない。しかし、アメリカは、損害賠償責任 その場合には、その国は公海の自由の名に 実験をいちおう合法的であるとしている。實驗を

(1) マグロの値下りによる売上高の減じ
(C)。これは、前の例でいえば貰四〇〇円の市価がビキニ事件によって三〇〇円に下
落したことによる損害、すなわち三〇〇円と四〇〇円の差額の損害である。これだけ
(a) 四〇〇円になるとあって漁獲してきたと
ころ三〇〇円に下つていて思わぬ損失を無
けたものと、(b) 三〇〇円に下つてからそれを
を承知で出漁したものとがある。こ
二つでは(b)の方が関係が近いようにも見え
るが、予めマグロの値下りを知っていたか
否かが違うだけで、マグロの値下りによ
て損害を受けたという因果関係の点から見
同性質と考えてよいであろう。

このように不法行為によって一段の財

が値下りしたと、うような例は从来はまず見られなかつたといつてよい。それは今回のように広汎間に影響を及ぼす大きな事件がなかつたためであつて、從来このようないくつかの値下りによる損害の賠償が認められたことがないとしても、それは前例にはならない。そして、ビキニ事件を見れば、ビキニ及びその附近の水域は日本のマグロ漁業の中心地であつて、そこに異変が生じたときには、日本のマグロ価格が左右されることは当然考えられるところである。したがつて、「ビキニ事件によるマグロの値下りは「通常生産すべき損害」であつて、相当因果関係の範囲内のことだと思われる。

はマグロ漁業者だけを相手にして漁具やを売つており、他の漁業者には売ることできない。ようやく緊密な関係に立つ業者がとすれば、そこには相当因果関係があるといつてよいであろう。他方において、保管利益の程度もここまでくれば次第によつており、結局Fについては「権利侵入（違法性）」の要件も欠くことになつて、その点からも賠償の範囲から除外されることになると思われる。

にあげた主なものについて考えてみよう。

第一に、漁夫の人体、船体、密漁漁獲物等の損害（A）は狭い意味の「権利」の侵害になるから問題はない。第二に、マグロ漁業者の受けた損害（C）については、マグロ漁業は漁業権に基くものでなく、いわゆる自由漁業であることが伝統的理論によれば問題になるかも知れないが、「権利」性の強い利益であるので、今日の通説からすれば、不法行為が成立することは当然であろう。第三に魚商人（D）やその他の業者（E）の場合は丁度限界になると思われる。その場合に侵害されるのは営業上の利益であるが、その程度はマグロ漁業ないしはマグロとの関係の緊密性によって異なってくる。この点において、マグロそのものを持った魚商人は、マグロを材料とするすし

シリス

1954. 7. 15

1954. 7. 15

シリス

労働法セミナー

A geometric diagram consisting of a circle with four points on its circumference. These four points are connected by straight lines to form a square-like shape inside the circle, with one vertex at the top and three vertices on the circumference.

<p>三、懲戒事由</p> <p>5 次</p> <p>目</p> <p>(1) 懲戒事由毎に</p> <p>職場内の事由</p> <p>(a) 経歴詐称</p> <p>職場離脱</p> <p>裁判所の裁量の限界</p> <p>解釈と裁量との限界</p> <p>風紀秩序紊乱、職務妨害</p> <p>（以上58号）</p> <p>団体交渉と上司の命令（三菱重工業）</p> <p>——争議行為と就業規則</p> <p>——集団的労働関係と個別の労働関係</p> <p>——争議行為と個別行為の違法性——（三越のピケをめぐつて）</p> <p>富士精密のケース</p> <p>（以上60号）</p> <p>具体例に則して</p>

就業規則

出席者
石井照久
吾妻光俊
石川吉右衛門
平岡一実

萩沢　おまかに就業規則だと思いますが、石井　社規・社則といふのは入らないのですか。

いつでも、それは常に甚しく違反したこと
が内包されていると見れば、それはそれで
いいだろうと思うけれども、そういう条件
をつけないと、ちょっとひどいような気が
する。どうですか、平岡さん。

平岡 一般的にはその通りだと思います
ただここで云われている規則規定とは、就
業規則とその他の諸規則を意味し、後者の
諸規則とは工員が作業等の場合守られねば

います。例えば作業の運営を円滑にするためのものや、工員の生命身体を守るために保安規定等です。これは実質的には就業規則の一環でしきょうけれども、形式的には必ずしも就業規則の中に入っていない。こういう規則に違反したとき厳罰に処さないと作業そのものの円滑な運営を期待し得ないことがあるし又工員の生命身体に危険を及ぼすことになると思うのです。したがつて

1954. 7. 15

(1) 保険料
この保険の保険料は、被保険者と事業主とが半分づつ負担することになつてゐる。事業主は被保険者の月給袋から、前月分の保険料の半額を差し引き、それ自ら他の半分を加えて、その月の月末までに、都道府県の保険課又は社会保険出張所に納入するのである。

保険料額は、被保険者の標準報酬月額（九貢から）さらに進んで（同時に被侵害利益の範囲も拡げて）Fのところまでの賃償を認めることが不可能ではないであろう。

(b) 次に国際法上においては民法上の相当因果関係がある程度変容されるのではないか。民法上で相当因果関係の理論がとられるのには、因果関係を広くすれば加害者に予期しない大きな經濟的損失を与えて酷になるから、それを限定して加害者被害者間のバランスをとろうという考え方があ

日本は、わしの被保険者の標準報酬月額が一〇〇〇円であると仮定すれば、勇士及び女子の場合は

$$10,000円 \times \frac{35}{1,000} + 2 = 150円$$

となり、坑内犬の場合は

$$10,000円 \times \frac{35}{1,000} - 2 = 175円$$

となる。

なおこの保険料率は、五年以内に財源の継続性を失し、将来の見透しを立て、変える必要があれば変えることにならう。それなり、現在のこの保険料的な経済的打撃を受けたところとはあらず、わきだある（我妻「事務管理・不當利得・不法行為」110-1頁）。しかし、国と國との間の総括上の關係では賠償の支払によって大いに因果關係があることはまことにありえないわけであり、加害者の立場も考慮するところ、民法上の考え方そのものがなほりこむ。それなり、現在のこの点はあとはまらない。そしてこの点は、國と國との間では、國際礼儀を保ち友好關係を破壊しない、など別の

(3) 国の負担

国の負担は、この保険を運営するための事務費負担と、保険給付費に対する負担とに分かれている。事務費については、その全額を国が負担しており、また保険給付費に対する負担は、一般被保険者分についても、毎年その保険給付の支給に要する費用の一割五分、坑内夫分についても考慮が加わってくる。そのためには民法上の原則をはなれだあまりに大きな賠償を認めるることは問題であろうし、場合によっては、友説的にかえって賠償の範囲を縮減することもありうるであろう。しかし、そのように因果関係の上で国と国とのバランスを考慮するにしても、民法上の相当因果関係における当事者間のバランスとはその性質がかなり変わることは確かである。

そして、その結果は因果関係拡大の方向

しばその職場の間を交流することがあるので、両制度間の被保険者期間を通算して、老令年金を受ける資格が得られるようになる必要があることが痛感されているのであるが、これをこん度の改正において実現したことである。これが将来被保險者の年金の支給を受けける機会を増加するならば幸である。

(筆者・厚生省厚生年金保険課長)

に進むことが少くないであろう。たしかに過大の賃償を求めるることは友好関係を阻害するが、逆に被害者の感情を満足させるような充分の賃償をすることによって友好関係が促進されるという面も見のがすことできない。ゼキニ事件においては、とくにこの点と(2)の危険責任の関係とを結びつけることによって、因果関係を拡大し、相広い範囲の賃償を認めることが可能なのではないか。あるまい。

(筆者・東大助教授)

この改正法が施行されるまでの期間に、ついては、その期間の平均標準報酬月額に従来の法律が定められた数を乗じて計算し、この改正法施行後の期間について算し、この期間の平均標準報酬月額にこの法律で定められた率を乗じて計算した、それをの額を合算した額を支給することとなる。

率は五年後に引き上げられるかどうか、その予想を述べるならば、現在は事業主と被保険者の負担力を考慮して、技術的に低く抑えているので、五年後に若干引き上げなければならないことは、殆んど確定的であると云つてよいであろう。

(2) 利 息

この保険の積立金は、五月末においては二割となつてゐる。従つて、その負担は年を経、保険給付を受ける者が増加するに従つて、相当額にまで増加することが予想されている。

六、船員保険との調整